

社会教育関係団体 登録のしおり

2024年5月15日改正版

品川区教育委員会では、文化芸術・スポーツ・生涯学習等の自主的な活動を行っているグループやサークルなどの団体に対して、その活動を活性化し支援するために「社会教育関係団体の登録制度」を取り入れています。

社会教育関係団体

社会教育関係団体とは、「社会教育に関する活動」を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体で、この制度に基づいて登録をした団体のことです。

社会教育に関する活動

個人の「趣味・教養」を充足させるだけでなく、「地域を活性化する」などを目的として、文化芸術・スポーツ・生涯学習等の様々な活動を自主的に運営して行うことです。

[活動事例]

- ◆学習活動
- ◆スポーツ活動
- ◆文化芸術活動
- ◆レクリエーション活動
- ◆ボランティア活動

自主的な運営を行う団体

文化芸術・スポーツ・生涯学習等の活動を行う人たちが自発的に団体をつくり、活動の目的・内容・方法・役割分担・予算・会費等を会員全体で話し合い、活動を進めていくことが自主的な運営です。また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営が求められます。

登録することができる団体

登録するには、以下の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。登録内容や活動の実態等から、社会教育関係団体として「不適合」と判断した場合は、登録の取り消しや施設の使用等を制限する場合があります。

- (1) 主たる活動費に構成員からの会費等を充て、自主的かつ主体的に運営・活動を行う団体。
- (2) 社会教育に関する活動を、継続的かつ計画的に行うことを目的としている団体。
- (3) 政治・宗教的な活動、あるいは公序良俗に反する活動を行わない団体。
- (4) 構成員が5人以上であり、その半数以上が、品川区内に在住・在勤または在学している団体。
 - ※ 家族だけで構成されている団体は登録できません。
 - ※ 同じ活動内容（ジャンル）での重複登録はできません。
- (5) 代表者および連絡担当者の方が必ず品川区内に在住・在勤または在学しており、主たる活動の場が品川区内にある団体。

- (6) 少年少女団体は、主に5名以上の小学生または中学生で活動しており、かつ成人である育成者・責任者が3名以上在籍している団体。ただし、育成者・責任者数は構成員数の半数未満となりません。

[「不適合」と判断する事例]

- ◆ 営利を目的とした活動を行っている団体。

< 営利行為の例 >

- 実費（使用料・消耗品代等）を大きく上回る会費を徴収し、過大な収益を上げるもの。
- 物品の販売や販売促進などの営業活動をするもの。
- 区の施設を会場に個人の営利となる行為をするもの。

- ◆ 申請内容と活動内容に著しく差異があり、利用実態に合わない団体。
- ◆ 指導者や講師が中心となって会費を徴収し活動する団体。
- ◆ 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル等の一環として活動を行っているなど区民に開かれていない団体。
- ◆ 会員相互の親睦や交流のみが目的となっているなど社会教育活動を行うことが目的となっていない団体。
- ◆ 会員となる可能性がない不特定多数の参加者からビジターとして参加費を徴収して活動している団体。
- ◆ 虚偽の届け出をした場合。

登録の有効期限・更新手続き

登録の有効期限は、発行の日から2年後の月の末日です。

更新手続きは、有効期限の前月の初日から受付します。（例：2024年4月1日発行の場合、有効期限は2026年4月30日までです。更新は2026年3月1日から受け付けます。）

更新について、特に通知・連絡等を行うことはありません。有効期限を確認のうえ、登録証を添付して手続きを行ってください。

変更・再発行・退会

(1) 変更手続きが必要なケース

- ◆ 団体名や代表者・連絡先等の変更があった場合
- ◆ 会員の1/3以上の変更等があった場合
- ◆ 会費や活動概要（活動内容、区内活動場所、活動予定日など）の変更があった場合

(2) 再発行手続きが必要なケース

- ◆ 登録証を紛失した場合

(3) 退会手続きが必要なケース

- ◆ 団体の活動を停止する場合

その他、変更等の手続きが必要か判断できない場合はお問合せください。

登録・更新等に必要書類

下記表を参照し必要書類をご提出ください。

申請書の提出は、団体の会員に限ります。

共通書類	社会教育関係団体登録申請書兼変更届 申請者の氏名・住所を確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）の写し （団体書類の内容確認のみに使用し、その後は破棄します）
新規	共通書類、役員・会員名簿（役職、氏名、現住所、勤務先または学校名）※1 会則（または規約）、活動計画書、予算・決算などの収支計画書（または収支 報告書）
更新	共通書類、役員・会員名簿（役職、氏名、現住所、勤務先または学校名）※1 会則（または規約）※2、活動計画書、予算・決算などの収支報告書（また は収支計画書）、登録証
役員・会員・ 人数の変更	共通書類、役員・会員名簿（役職、氏名、現住所、勤務先または学校名）※1 登録証
団体名・代表者・ 連絡先等の変更	共通書類、登録証
登録証の再発行	共通書類
退会	共通書類、登録証

※1 会員全員の氏名・住所を記入。品川区外在住で品川区内に在勤または在学の場合は、事業所
または学校名・学年の記入が必要。在学証明書や在勤証明書の提出は不要。

少年少女団体で中学生以下の会員は、学校名と学年もしくは年齢を「勤務先又は学校名」欄
に記入。

※2 更新時の会則（または規約）は変更がなければ提出不要。

●郵送で登録証の受取りを希望する場合（窓口申請のみ）は、送り先の氏名・住所を明記し、切手
を貼った封筒をご提出ください。（送り先は会員に限ります。）

登録申請の方法

以下いずれかの方法により、申請してください。

(1) 窓口での受付

「登録申請の受付場所」にて申請してください。

(2) 電子申請による受付

下記URLにアクセスのうえ、品川区電子申請サービスからお手続きください。

[https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-
u/offer/offerList_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action)



登録申請の受付場所

受付場所	住所	電話番号	F A X	受付時間
文化観光戦略課 文化観光戦略担当	広町2-1-36 品川区役所第二庁舎6階	5742-6836	5742-6893	月曜日～金曜日 8:30～17:00
五反田文化センター	西五反田6-5-1	3492-2451	3492-7551	月曜日～土曜日 9:00～20:00 日曜日・祝日 9:00～17:00
荏原文化センター	中延1-9-15	3785-1241	5702-2843	
東品川文化センター	東品川3-32-10	3472-2941	3472-2950	
旗の台文化センター	旗の台5-19-5	3786-5191	5702-2846	
南大井文化センター	南大井1-12-6	3764-6511	3766-8120	
総合体育館	東五反田2-11-2	3449-4400	3449-4401	月曜日～日曜日
戸越体育館	豊町2-1-17	3781-6600	3781-6699	9:00～20:00
八潮地域センター	八潮5-10-27	3799-2000	3799-3310	月曜日～金曜日 8:30～17:00
こみゆにていぷらぎ八潮 (区民活動交流施設)	八潮5-9-11	3799-2021	3799-6176	月曜日～日曜日 9:00～20:00

品川区社会教育関係団体登録証の交付

申請の日から登録証の交付までは、概ね2週間が必要となります。登録証ができた旨の連絡はしていませんので、お手数ですが登録証ができているかを電話等で確認の上、申請した窓口でお受取りください（上記「登録申請の受付場所」の中で希望される場所でも受取りできます）。

登録証の受取りは、団体の会員に限ります。本人確認ができる書類（運転免許証・健康保険証等）を持参ください。品川区電子申請サービスで手続きされた場合は、併せて登録証もご持参ください（新規以外）。

なお、審査の際、申請書の記入内容等について確認するため、連絡先または代表者の方へ連絡をする場合があります。

施設予約システム

インターネットを通じて、スポーツ施設や集会所等の予約・空き状況の確認等が「いつでも・どこでも・手間なく・簡単に」行うことが可能です。ただし、インターネットを利用して施設の予約をする場合は「パスワード」の登録が必要となります。（一部施設は除きます。）

また、ログイン後メールアドレスを登録すると、予約内容・支払期限・団体更新登録等のお知らせが届きます。

■パソコン・スマートフォンからの施設予約

<https://www.cm9.eprs.jp/shinagawa/web>



その他

- (1) 社会教育関係団体に登録した団体は、別に定める要件等を満たしている場合、『自主グループ講師派遣』『区民プロデュース型講座・講演会』等の支援制度を受けることができます。制度の適用要件や募集の時期・申請方法等については、別途文化観光戦略課までお問い合わせください。
- (2) 登録団体は、文化センターの優先予約をすることができます。詳しくは各文化センターへお問い合わせください。
- (3) 施設使用料の減額・免除
登録団体は、次の施設使用料が減額あるいは免除となります。

施設名称	使用料の減額率
◆ 各文化センター（大ホール・温水プール・プラネタリウムならびにこれらと同時に使用する設備は除く） ◆ 区立小・中学校、義務教育学校（教室・体育館・格技室・校庭） ◆ 八潮地域センター ◆ こみゆにていぷらざ八潮（区民活動交流施設） ・ 各地域センター（八潮地域センターを除く） ・ 心身障害者福祉会館（使用目的に条件あり） ・ 各児童センター ・ 荏原区民センター ・ エコルとごし（環境学習交流施設）	5 割 ※青少年少女団体が◆印の付いた施設を使用する 場合に限り【免除】とな ります。
・ 総合体育館 ・ 戸越体育館	2.5割

- (4) 駐車場・駐輪場の利用、飲食の制限等は施設によってルールが異なりますので、各施設へお問い合わせください。
- (5) 施設の予約や利用時に登録証の提示を求められた際は、必ずご提示ください。

申請書のダウンロード

申請書等必要な書類は、品川区のホームページからダウンロードすることができます。

■「品川区社会教育関係団体」ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/sangyo/sangyo-bunka/sangyo-bunka-bora/hpg000006472.html>



個人情報の取り扱い

提出いただいた氏名等の個人情報は、資格審査、活動に参加を希望する方からの問い合わせによる団体紹介、品川区施設や設備使用料の減額・免除または優先申し込みを行うことができる団体として要件を確認するためにのみ利用します。

記入参考例

年 月 日受付

品川区教育委員会 社会教育関係団体登録申請書兼変更届

品川区教育委員会

受付番号		

下記のとおり品川区社会教育関係団体として登録申請いたします。
 ※太枠内の各項目を全てご記入ください。

太枠内をすべて記入してください

記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 退会 <input type="checkbox"/> 登録内容の変更		登録番号													
フリガナ	スポーツシナガワ														
団体名	スポーツ品川														
代表者	フリガナ	シナガワ タロウ	TEL 1 03 - 5742 - 6835 TEL 2 - -												
	氏名	品川 太郎													
	住所	〒 140 - 8715 品川区広町 2-1-36													
連絡先	フリガナ	ブンカ ハナコ	TEL 1 03 - 5742 - 6836 TEL 2 - -												
	氏名	文化 花子													
	住所	〒 140 - 8715 品川区広町 2-1-36													
会費	月額・年額・1回 (500) 円 (月額・年額・1回のいずれかに○をしてください)														
	入会金 () 円 ・ なし														
会員構成	総数 30 人														
	(内訳)	(内訳)													
	未就学児: 人	小中学校: 24 人	区内在住: 4 人 区内在勤: 2 人												
	16~17歳: 人	18~30歳: 2 人	区内在学: 20 人 区外: 4 人												
	31~64歳: 4 人	65歳~: 人													
活動概要	活動内容	バレーボール	区内活動場所 ○△学校、○○文化センター												
	講師・指導者名	なし	謝礼: あり・なし												
	活動予定日	年・月 週 1 回	水曜日 午前・午後・夜間												
加入要件	※加入に必要な要件がある場合は具体的にお書きください。														
団体情報の公開	団体情報(団体名・団体区分・活動内容・活動場所・活動予定日・加入要件)は入会希望者等や区ホームページに公開することに同意します。同意欄にチェック <input type="checkbox"/>														
施設予約システムパスワード	1	il	o	0	9	q	2	z	o	3	6				
	※左詰め 英大小文字および数字で8~16文字で記入。区別のつきにくい文字の上には読み仮名をお書きください。														

所管課記入欄

本件、承認し登録証を交付する。

年 月 日 決定・交付

課長	係長(館長)	担当	担当	受付者	受付場所
本人確認	申請者	代表者・連絡先・会員(氏名:)			
	確認書類	運転免許証・保険証・その他()			
受取場所	受付場所・郵送・その他()				

データ入力済 (/) パスワード入力済 (/) データ入力確認済 (/)

内容区分/ 活動区分/文化・体育・レクリエーション・芸能・総合

団体区分/少年少女・総合



【会則（規約）の作り方】

Q. 団体活動に必要な会則（規約）の項目を教えてください。

A. 会則（規約）とは、団体の基本的な取り決めのため、会員全員で話し合い、決めていくものです。規約を一部の人だけで決めることや、役員しか知らないということがないようにしましょう。

団体の活動は、変化していくこともあり、状況によっては会則（規約）の見直しを行い、改正することもあります。

作成例

項 目	内 容
① 名 称	団体を表現するのにふさわしい名称をつけます。
② 事 務 所 (団体所在地)	代表者宅（区内）におく場合が多いです。
③ 目 的	目的を明確にすることによって、会員が共通の意識をもって活動できます。
④ 活 動 内 容	団体の目的を実現するために、活動する内容を具体的に示します。
⑤ 会 員 及 び 入 退 会	会員は平等の権利と責任をもちます。開かれた社会教育関係団体は、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則です。また、退会は会員の自由意志により決めます。
⑥ 役 員 と 役 割	会長・副会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。選出の方法は、会員全員が参加する総会で投票・推薦などがあります。
⑦ 経 費 ・ 会 計	会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。
⑧ 会 議	総会（定期・臨時）、役員会など、団体運営に必要な会議を設けます。年に一度は、総会を開催します。
⑨ 規 約 の 改 正	どういうルールで改正できるのかを明確にします。改正は、総会で十分審議し、慎重に行います。
⑩ 施 行 日	会則（規約）を取り決め、実際に実行する日を明記します。

【活動計画書作成例】

Q. 活動計画書の書き方を教えてください。

A. 普段の活動内容をまとめたものを提出してください。

特別な大会や行事への参加実績だけでなく、定例会・練習・学習などの「二年間の活動計画」となります。また、団体運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも含めて記入ください。

作成例

活動計画書

団体名	スポーツ品川
活動期間	2024年4月1日～2026年3月31日

活動日	活動場所	参加人数	活動内容
4月3日	××集会所	6人	役員会
4月10日	××集会所 (講習室)	30人	総会
4月20日	××センター	26人	練習
4月30日	××センター	20人	練習
5月10日	××センター	28人	練習
5月15日	××体育館	28人	練習試合
以下省略			

* 活動計画書の決められた書式はありません。2年間の活動内容がわかるように記入ください。

【収支報告書（または収支計画書）の作成例】

Q. 収支報告書の作り方を教えてください。

A. 収支報告書は、今回の更新のために作るものではありません。団体活動を行う上で、会場費・郵送料・事務用品代など、いろいろな経費が必要になります。

会計担当は、収入と支出のつど会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて報告書をつくり、正しく処理されているか会計監査を受け、会員に報告します。

作成例

収支計画・報告書

団体名	スポーツ品川
種別	<input checked="" type="radio"/> 決算 <input type="radio"/> 予算 <small>当てはまる方に○</small>
収支年度	令和5年度

収入		
科目	金額	摘要
前年度繰越	10,580円	
会費収入	367,000円	1,000円×30名×8ヶ月=240,000円 1,000円×31名×3ヶ月=93,000円 (12月より1名入会) 1,000円×34名×1ヶ月=34,000円 (3月より3名入会)
収入合計	377,580円	

支出		
科目	金額	摘要
施設使用料	39,800円	800円×40回=32,000円 1,800円×1回=1,800円 1,000円×6回=6,000円
ユニフォーム代	306,000円	9,000円×34名=306,000円
事務用品代	12,560円	封筒、印刷用紙、色上質紙、インク代など
郵送料	9,300円	切手代 82円×50枚=4,100円 はがき代 52円×100枚=5,200円
次年度繰越	9,920円	
支出合計	377,580円	

* 収支報告書の決められた書式はありません。前年度の収支内容がわかるように収支報告書を作成してください。

団体活動の発展に向けて

1. 団体の運営について

団体運営のポイントを紹介します。

- (1) 会員の総意で、目的・内容・運営について決めます。
- (2) 団体の目的や活動内容、運営方法等について、決めたことを会則（規約）にまとめ、会員各自が持つようにします。会則（規約）は、誰が読んでもわかるようなものが望ましいです。
- (3) 運営に必要な役割を決めて、会員が分担します。同じ人に長期にわたって負担がかからないようにすることも大切です。
- (4) 団体活動に必要な経費については、予算を立てて会員が平等に負担します。
- (5) 定期的に総会を開いて活動報告を行い、活動の評価と次への見通しを立て、計画的に活動を継続させます。総会では会計報告も行い、団体の会計状況を会員全員が知っていることが大切です。
- (6) 講師（指導者）がいる場合は、活動内容について必要な時のみ講師に相談しますが、運営についてはあくまでも会員が主体となって行います。

2. 活動の発展をめざして

団体の活発な活動により、「人と人」や「人と団体、地域」が交流し、地域の賑わいにつなげることは、団体と地域お互いにメリットを生みますので、次のような活動にも取り組んでみましょう。

- (1) 団体の存在、活動の内容を地域に紹介やPRをしましょう。
例：・作品の展示、演奏、公演の機会に参加する。
・会員以外にも読んでもらう会報や機関紙を発行する。
- (2) 入会や交流希望などの個人や団体を受け入れ、一緒に活動しましょう。
例：・入会希望者の体験入学や見学などを受け入れる。
・合同学習会や交流会等を実施し、お互いの活動に活かす。
- (3) 地域の活動等に参加し、団体として学んだことを地域社会の中に活かしましょう。
例：・児童館や高齢者施設などのイベントに参加し、成果を発表したり、学習成果を活かしてボランティア活動をする。
・向上した技術を活かして、初心者に教える機会をつくる。
- (4) 学習したことを仲間と共に実践してみましょう。
例：・高齢者の暮らしや食生活について学んだグループが、地域のお年寄りを対象に会食会を始める。

しながわすまいるネット

品川区では、区内で活動している団体・サークルの情報を集め、インターネットで閲覧できる「しながわすまいるネット」を開設しています。このサイトでは皆様の団体紹介、活動内容、メンバー募集やイベント案内等が、発信・検索できます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■「しながわすまいるネット」ホームページ：<https://www.shinagawasmile.net>

《問い合わせ先》

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 第二庁舎(防災センター)6階

品川区地域振興部 地域活動課 協働推進係

TEL 5742-6605 (直通) FAX 5742-6877

メールアドレス：chikikat-kyodo@city.shinagawa.tokyo.jp

問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 第二庁舎(防災センター)6階

品川区文化観光スポーツ振興部 文化観光戦略課 文化観光戦略担当

TEL 5742-6835・6 (直通) FAX 5742-6893

メールアドレス：bunka-kanko@city.shinagawa.tokyo.jp

■「品川区」ホームページ：<http://www.city.shinagawa.tokyo>